

○高浜市子ども健全育成支援員設置規則

平成27年3月31日

規則第15号

改正 令和2年3月31日規則第11号

(設置)

第1条 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある世帯、生活保護受給世帯その他支援が必要な世帯（以下「生活困窮世帯等」という。）の子ども又は修学及び就業のいずれもしていない若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの（以下「ひきこもり等の若者」という。）の自立の促進を図るため、高浜市福祉事務所に子ども健全育成支援員（以下「支援員」という。）を置く。

(身分)

第2条 支援員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(令2規則11・一部改正)

(任用)

第3条 支援員は、支援員の職務に適すると認められる者のうちから選考により市長が任用する。

(令2規則11・一部改正)

(任期)

第4条 支援員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(令2規則11・一部改正)

(職務)

第5条 支援員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもを有する生活困窮世帯等又はひきこもり等の若者を有する世帯の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 生活困窮世帯等の子ども又はひきこもり等の若者及びそれらの家族に対し、各種支援制度又は支援実施機関を紹介して必要な支援の利用等を促すこと。
- (3) その他生活困窮世帯等の子ども又はひきこもり等の若者の自立の促進のために必要な支援を行うこと。

(勤務時間等)

第6条 支援員の勤務日数は、週5日以内とし、週の勤務時間は、30時間以内とする。

2 前項の勤務日数及び勤務時間の割振りは、市長が定めるものとする。

(令2規則11・旧第7条繰上・一部改正)

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、支援員について必要な事項は、市長が別に定める。

(令2規則11・旧第11条繰上)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規則第11号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。